

## 1 学校生活のきまりについて

～中学校卒業は、義務教育の終了。規範意識を身に付けた生徒の育成～

### 1 教室・施設の使用

- ◆学校施設や備品は大切に扱い、破損した場合は速やかに学級担任に申し出る。
- ◆休日の使用に当たっては、あらかじめ届け出て、学校の許可を得て、指導者の下で使用する。
- ◆特別教室利用や入退室については、別紙オリエンテーション資料を参照する。

### 2 校内生活の時間

- ◆決められた時刻に従い、登下校をはじめ諸活動を行う。
- ◆下校後居残りをする場合は以下の手順をとり、「居残り届け」の手続きをとる。

- ① 指導者の認め印をもらう
- ② 昼休みまでに教頭先生または教務主任の先生の許可を得る。
- ③ 「居残り届け」を職員室と活動場所に掲示する。
- ④ 活動終了時に「居残り届け」を外し、職員室に終了の報告をして速やかに下校する。

### 3 服装について

- ◆日常生活における服装は、本校所定の制服を次の通り着用する。着用期間は下記を原則とする。  
冬期 10月1日～6月上旬      夏期 6月上旬～9月30日

~~【男子】学校指定のブレザー、ワイシャツ、ネクタイ、ズボン。ワイシャツは白とする。~~  
夏期：ワイシャツ、ズボン。ネクタイは着けない。第2ボタンはとめる。

~~【女子】学校指定のブレザー、ワイシャツ、スカート・スラックスとする。ワイシャツは白。~~  
11月～2月末はスラックス着用とする。

夏期：ワイシャツ、スカート・スラックス。リボンに着けない。第2ボタンはとめる。

※冬期の女子のスラックスについては、防寒も考え、黒または濃紺のタイツやハイソックスをはくように心がける。

令和6年1月9日から以下のように改正

学校指定のブレザー、ワイシャツ、スラックスまたはスカートとするワイシャツは白とする。

夏期  
ワイシャツ、スラックスまたはスカート。ネクタイまたはリボンは着けない。

冬期  
ブレザー、ワイシャツ、スラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボン。11月～2月はスラックスを着用する。

スカートの着用の際には黒または濃紺のタイツやハイソックスをはくように心がけること。

【共通】上履き：学校指定の運動靴。体育時の下履きは運動靴とする。登下校時も運動靴を原則とする。

◆学年色（ネーム・上履きの色）

令和5年度 3年：赤 2年：黄 1年：青（次年度以降順送り）

※服装等にかかわる留意事項等補足

- ・制服は、極端に丈を短くしたり、長くしたり、改造して着用しない。
- ・ネクタイ、リボンは、冬期は常時着用する。ゆるめない。
- ・スカートの丈は膝丈とする。膝丈とは膝頭がスカートの裾で隠れることを示す。
- ・校内生活では名札を着用する。名札の注文は生徒指導係が行う。名札裏の金具が破損した場合、生徒は担任に申し出る。金具については、生徒指導係が担任へ渡し、担任が修理する。
- ・防寒着は、派手でないものとする。体調により、校舎内で防寒着を着用する場合は、学級担任及び教科担任の許可を得て着用する。
- ・靴下は、派手でないものとする。白もしくは黒が望ましい。
- ・冬期間ブレザーの下にカーディガン等を着用する場合はセーターの裾や袖がブレザーから出ないようにする。目安として直立した状態で袖、裾からセーターが出ないこと。

#### 4 頭髪等について

- ◆髪型は、学校生活にふさわしく、中学生らしい落ち着いたものとする。
- ◆整髪料は使用しない。
- ◆染色・脱色・パーマはしない。
- ◆装飾品は身に付けてこない。

#### 5 持ち物について

- ◆学習に不必要なものや必要以外のお金は持ってこない。集金等でお金を持参した場合は、朝のうちに提出するか、学級担任に預ける等、管理をしっかりとる。
- ◆学校指定のカバンを使用する。片掛にしない。  
FUJIMI Junior High School の札をつける。なくした場合は生徒指導係に申し出る。
- ◆生徒手帳は常に携帯する。
- ◆すべての持ち物に記名をする。（特に忘れ物の多い傘にも記名をする。）

#### 6 通学について

- ◆家庭からの通学路届けに従い通学する。通学届けの通学路が正式な通学路となる。【安全係】
- ◆家庭からの迎えを待つ場合は、金工室かコミプラで待つようにする。  
→金工室を利用する場合は、「金工室利用届」を提出する。  
→最終生徒は職員室に連絡し、連絡を受けた職員は金工室を施錠する。
- ◆電車通学をする場合は、学校の許可を得て車内のルールを守り利用する。
- ◆バス通学をする場合は、車内の安全に努め、礼儀正しく利用する。
- ◆電車の時間や家の迎えを待つ間、町の図書館を利用してもかまわない。その際の利用は、学習や図書の閲覧、貸し借りに限る。

## 7 その他(保護者の送迎にあたり)

- ◆送迎で自動車<sup>が</sup>駐車場に進入する場合は、体育館東側まで来てから乗り降りし、Uターンする。給食室前でUターンすることのないように注意を促す。また、石段下や正門前で乗降はしない。
- ◆校外生活については、南諏生徒指導委員会の休みのきまりに準ずる。